

火災共済事業実施規則

金沢市民共済生活協同組合

金沢市民共済生活協同組合火災共済事業実施規則

設 定	昭和40年6月 2日	全面改正	平成11年5月27日
一部改正	昭和46年5月28日	一部改正	平成20年6月12日
〃	昭和48年6月 5日	〃	平成22年3月 1日
〃	昭和49年5月27日	〃	令和 3年5月18日
〃	昭和52年5月19日	〃	令和 5年5月 9日

(通則)

第1条 組合は、金沢市民共済生活協同組合定款（以下「定款」といいます。）第91条（実施規則）及び火災共済事業規約（以下「規約」といいます。）第53条（実施規則）に基づきこの規則を定めます。

2 火災共済事業の実施については、定款及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによります。

(組合への加入)

第2条 組合員になろうとする者は、定款第7条（加入の申込み）第1項の定めるところにより、別記第1号様式の「加入申込書」に出資金を添え、これを組合に提出しなければなりません。

2 組合は、前項の申込みを受理したときは、別記第2号様式の「出資金領収書」を交付し、別記第3号様式の「組合員名簿」に記載するものとします。

(出資口数の増加又は減少)

第3条 出資口数を増加し、又は減少しようとする場合には、前条の規定を準用します。

(資格の喪失又は変更の届出)

第4条 組合員が、その資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、定款第9条（届出の義務）の定めるところにより、別記第4号様式の「資格喪失・氏名変更等届」及び別記第4号の2様式の「住所変更届」を組合に提出しなければなりません。

(自由脱退における届出)

第5条 組合員は、自己の都合で組合を脱退しようとするときは、定款第10条（自由脱退）第1項の定めるところにより、事業年度の末日の90日前までに、その事由を記載した書面を組合に提出しなければなりません。

(脱退組合員の払戻し請求)

第6条 脱退した組合員が、定款第13条（脱退組合員の払戻し請求権）の規定により、その払込済出資金の払戻しを受けようとするときは、別記第5号様式の「払込済出資金払戻し請求書」を組合に提出しなければなりません。

(減少した出資口数に対する払戻し請求)

第7条 定款第17条（出資口数の減少）の規定により減少した出資口数に対する払込済出資金の払戻しを請求しようとする場合には、前条（脱退組合員の払戻し請求）の規定を準用します。

(消防又は避難の処置による損害)

第8条 規約第3条(火災等の損害の定義)第1項第1号に定める消防又は避難に必要な処置により生じた損害とは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 消防作業中の注水による水濡破損
- (2) 人命救助又は延焼防止の目的をもって家屋の一部又は全部を破壊又は倒壊させた場合の破損等
- (3) 収容動産の避難のための移転又は投出しによって被った破損又は水濡等(収容動産の移転のための搬送料等は除きます。)

(破裂又は爆発による損害)

第9条 規約第3条(火災等の損害の定義)第1項第2号に規定する破裂又は爆発による損害には、次の各号に掲げる損害を含みます。

- (1) 凍結による水道管の破裂・爆発による損害
 - (2) 凍結による水管又はこれらに類するものの破裂・爆発による損害
- 2 前項第2号に掲げるこれらに類するものとは、次の各号のものをいいます。
- (1) 湯沸し器、太陽温水器内の水管
 - (2) 樋、スノーダクト、排水管、水洗便器(タンク含む)等
- 3 第1項各号により生じた水濡れ損害は除きます。

(同一の世帯に属する親族及びその親族以外に同居する者の定義)

第10条 規約第7条(共済契約者の範囲)に定める同一の世帯に属する者とは、日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

- 2 親族以外に同居する者とは、前項以外の者をいいます。

(共済の目的の制限及び特例)

第11条 規約第11条(共済の目的 建物)第1項ただし書き及び第12条(共済の目的 動産)第2項第7号に定める共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は無人の建物
 - (2) 建築中の建物
 - (3) 非合法の建物並びに防火上きわめて危険と認められる建物
 - (4) 床面積が20平方メートル(6坪)に満たない建物
 - (5) 木造板張り造りの建物(俗にいうバラック建物)
 - (6) 第1号、第3号及び前号に掲げる建物内に収容されている動産
- 2 前項第1号及び第2号の建物のうち、次のいずれかに該当する場合に限り共済の目的とすることができます。
- (1) 居住地以外の建物で、居住地に隣接している建物
 - (2) 新築又は改築によって建物が完成し、30日以内に居住することが確定している建物
 - (3) 空家であって、常時見回り等により管理されている建物
- 3 規約第21条(共済契約者の通知義務等)第1項第3号の事実が発生した場合で、共済契約者が組合にその事実を通知し、その事実が次の各号のいずれかに該当するときは、引き続き共済契約を締結することができます。この場合において、当該建物に収容されている動産については、当該建物に相当程度の動産が残っており、かつ、組合が適当と認める場合に限り引き続き共済の目的に含めることができます。
- (1) 転居、出張(長期又は短期)又は入院等により空家又は無人となった建物で、後に

再入居することを前提とした場合

- (2) 貸家等で入居者の移転により一時、空家又は無人となった建物で、後に入居者のある場合
- (3) その他組合が特に認めるもの

(共済契約締結の単位)

第12条 共済契約者が同一敷地内に所有する建物が2棟又は2戸以上あり、それぞれの建物が規約第11条(共済の目的 建物)第1項に定める建物であり、かつ規約第13条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物又は動産について、一括して共済契約が締結されているとみなすことができます。ただし、当該建物が同構造・同用途のものに限ります。

- 2 前項の共済契約が締結されている場合の損害の額及び焼破損割合等の算出は一括して行い共済金を算出します。
- 3 共済契約者又は共済契約関係者が所有し居住用に貸す建物のうち、1棟の建物内に複数世帯が区分使用している建物である場合は建物の棟毎とします。

(共済の目的 建物)

第13条 規約第11条(共済の目的 建物)第1項に規定する建物とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 専用住宅
専ら居住の目的で使用する建物
- (2) 併用住宅
主として居住を目的とする他、商店、事務所、作業場等として使用する建物
- (3) 共同住宅
1棟の建物内に複数の世帯が居住を目的として区分毎に使用する建物

- 2 前項第2号に掲げる併用住宅については、非居住部分及び兼用部分を含み建物すべてを共済の目的とすることができます。
- 3 規約第16条(共済掛金額)にいう用途区分は、第1項各号に掲げるものとします。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第14条 組合は、規約第18条(共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務)第7項の規定により、共済契約者及び共済契約関係者並びに規約第9条(共済金受取人の範囲)第2項に規定する相続人が次の事由に該当する場合は当該共済契約を更新しません。

- (1) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。

(再取得価額の算定及び制限)

第15条 規約第15条(共済金額)第4項に規定する共済の目的である建物の再取得価額の算定及び制限は、次の各号によるものとします。

- (1) 共済の目的たる建物の再取得価額は、標準的な額とし、3.3平方メートル当たりの再取得価額が次の基準額以下であるときは、当該基準額に当該建物の延床面積を乗じて得た額(以下「建物の標準再取得価額」といいます。)とします。

基準額(3.3平方メートル当たりの再取得価額)

木造建物	60万円
耐火構造建物	60万円

- (2) 共済の目的たる建物の3.3平方メートル当たりの再取得価額に当該建物の延床面

積を乗じて得た額が、建物の標準再取得価額を超え、かつ、3.3平方メートル当たり90万円を当該建物の延床面積に乗じて得た額（以下「建物の上限価額」といいます。）以下であるときは、当該額を当該建物の再取得価額とします。

(3) 共済の目的たる建物の再取得価額が建物の上限価額を超えるときは、建物の上限価額を限度とします。

2 規約第15条（共済金額）第4項に規定する共済の目的たる動産の再取得価額の算定及び制限は、別表のとおりとします。

（共済契約口数及び共済金額の制限）

第16条 規約第15条（共済金額）第5項に規定する共済契約の共済契約口数及び共済金額の最高限度の制限は、別表のとおりとします。

（建物の構造区分）

第17条 規約第16条（共済掛金額）にいう共済の目的である建物の構造区分は、次のとおりとします。

(1) 耐火構造

ア 建物の主要構造部のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材料で造られたもの

イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

ウ 鉄骨造で外壁のすべてが不燃材料で被覆された建物

(2) 木造

前各号以外の建物

（共済契約の申込み）

第18条 規約第18条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）第1項により共済契約の申込みをしようとするときは、別記第6号様式の「火災共済契約申込書」（以下「契約申込書」といいます。）に必要事項を記載し、同項に定める預り金を添えて組合に提出するものとします。

2 組合は、前項の申込みを受けたときは、別記第7号様式の「火災共済契約預り金受領書」を交付します。

（共済契約の申込みの承諾）

第19条 組合は、共済契約の申込みを承諾した場合、共済契約者に交付する「火災共済契約引受通知書」（以下「引受通知書」といいます。）は、別記第8号様式によるものとします。

（共済契約申込承諾の通知）

第20条 組合は、規約第18条（共済契約の申込み及び共済契約者の告知義務）第3項に定める共済契約申込承諾の通知は、引受通知書の交付によりこれを行い、承諾しないときは、契約申込書と預り金とを速やかに契約申込者に返還して通知に代えるものとします。

（引受通知書番号簿への記載）

第21条 組合は、共済契約が成立したときは、別記第9号様式の「引受通知書番号簿」

に、その旨を記載するものとします。

(共済契約の更新又は継続の勧誘)

第22条 組合は、共済契約の共済期間の満了の日の属する月の前月に、別記第10号様式の「火災共済契約満期通知書」を共済契約者に郵送し、満期日までに契約の更新又は継続を勧誘するものとします。

(共済掛金の払込場所)

第23条 規約第20条(共済掛金の払込み)の規定する「組合の指定する場所」は、次の各号の方法をいいます。

- (1) 組合が指定する金融機関等への口座振込
- (2) 組合が指定する金融機関による口座振替

(組合への通知書類の様式)

第24条 規約第21条(共済契約者の通知義務等)第1項各号の事項が発生した場合に、共済契約者が、組合に通知すべき通知書及び裏書請求書は、別記第16号様式の「火災共済目的変動通知及び裏書請求書」又は第16号の2様式の「火災共済目的に他の契約締結につき通知書」によるものとします。

(風水害の範囲)

第25条 規約第37条(共済金を支払わない損害)第2項第3号にいう風水害とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、長雨、豪雨、雪崩れ、降雪及び降ひょう等をいいます。

(事故発生の通知及び共済金の支払い請求)

第26条 規約第39条(事故発生の通知)第1項により火災等による損害が生じたときの組合への通知は、別記第11号様式の「火災等による損害通知書」によるものとし、規約第40条(共済金の支払請求)第1項による共済金の支払い請求は、別記第12号様式の「火災等共済金支払請求書」によるものとします。

- 2 前項の火災等共済金支払請求書に添付すべき「火災等状況報告書及び損害見積書」は、別記第13号様式によるものとします。

(火災等共済金支払通知書及び領収書)

第27条 組合が共済金を支払うときは、別記第14号様式の「火災等共済金支払通知書」を共済金受取人に交付します。共済金受取人が共済金を受取ったときは、別記第15号様式の「火災等共済金領収書」を組合に提出するものとします。

(審査委員会)

第28条 この組合は、規約第48条(異議の申立て及び審査委員会)の規定に基づき、審査委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

(任 務)

第29条 委員会は、共済契約及び共済金の支払に関し、組合の処分不服のある共済契約者又は共済金受取人から異議の申立てがあった場合、これを審査することを任務とします。

(組 織)

第30条 委員会は、審査委員（以下「委員」といいます。）5名をもって組織します。

(委 嘱)

第31条 委員は、理事長が理事会の同意を得て、知識経験を有する者の中から委嘱します。

(任 期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げません。

(退 任)

第33条 委員が退任しようとするときは、理事長の承認を得なければなりません。

(委員長)

第34条 委員は、委員長を委員会において互選します。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表します。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理します。

(委員会の招集)

第35条 委員長は、理事長より要請のあった場合は、直ちに委員会を招集して、その議長となります。

(委員会の議決方法)

第36条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長の決するところとします。

2 議事について直接利害関係を有する委員は、その会議に出席することができません。

(意見の聴取)

第37条 委員会は、直接利害関係を有する者又は知識経験者から意見を聞くことができます。

(記録及び報告)

第38条 委員長は、会議の様様を記録し、委員会の決定事項を文書をもって理事長に報告しなければなりません。

(事務処理上の書類等に関する事項)

第39条 組合の会計経理に関する諸帳簿・諸用紙の制式及び科目の設定並びに記帳等については、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）により行うものとします。

(細 則)

第40条 規約及びこの規則で定めるもののほか、火災共済事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定めます。

附 則 （令和3年5月18日議決第2号）

- 1 この規則は、改正金沢市民共済生活協同組合火災共済事業実施規則の施行の日から施行し、令和3年7月1日から適用します。
(令和3年6月11日改正事業規約施行)

附 則 (令和5年5月9日議決第2号)

- 1 この規則は、理事会の承認を受けた日から施行する。